

日本消化器内視鏡技師会会員規則

(一般社団法人日本消化器内視鏡技師会定款から、会員に関することを抜粋したものである)

2023年1月24日改訂

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本消化器内視鏡技師会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、消化器内視鏡技師の技術の向上を図り、研究発表、知識の交換並びに将来内視鏡技師を志すものの育成に寄与し、会員の資質の向上をめざす目的に資するとともに、国民の福祉と医療の発展に貢献するため、次の事業を行う。

- (1) 消化器内視鏡技師学会等の運営
- (2) 教育講座の開設と補修教育の実施
- (3) 事業の企画運営、調査研究
- (4) 会報の刊行
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(会員)

第4条 当法人の会員は、当法人の目的に賛同する日本消化器内視鏡学会認定の消化器内視鏡技師とする。

(会費)

第5条 会員は、別に総会で定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退会)

第6条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して、退会の予告をするものとする。

2. 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。
 - (1) 成年被後見人、又は被保佐人となったとき
 - (2) 死亡又は解散
 - (3) 会費を2か年以上滞納したとき
 - (4) 5年ごとの更新を棄権したとき
3. 所定の手続きを経て退会した場合、内視鏡技師の資格を喪失する。再取得は認定試験を受けるものとする。

(除名)

第7条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

(役員)

第8条 当法人に理事15名以内、監事4名以内を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、代表理事以外の理事のうち3名以下を副会長とする。

(評議員及び社員)

第9条 当法人に評議員を置く。

- 2 評議員は、総会において定められた規定により、一般会員の中から選任される。
- 3 一般会員の中から選任された評議員をもって、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員(以下「社員」という。)とする。
- 4 評議員の任期は、1期2年とし、選任された年の定時総会終了の翌日から任期に対応する年次の定時総会終結のときまでとする。ただし、補欠によって選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了すべきときまでとする。
- 5 評議員は、再任を妨げないが、連続する任期は4期以内とする。

(評議員の職務)

第10条 評議員は、総会を組織し、この定款に定める職務を行う。

(役員を選任等)

第11条 理事及び監事は、別に定めるところにより総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、当該代表理事を会長とする。
- 3 前項のほか、理事会の決議によって、理事の中から副会長3名以下を選定する。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても同様とする。

(役員職務)

第12条 会長は、当法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、当法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
 - (1) 法人の財産の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は業務の執行についての不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること

(役員任期)

第13条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任は妨げないが、連続する任期は4期以内とする。

- 2 代表理事として選任された場合は上記の理事の期間に含めないが、代表理事としての在籍期間は連続して8年以内とする。
- 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任は妨げないが、連続する任期は2期以内とする。
- 4 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の残存期間と同一とする。
- 6 任期中に評議員資格を喪失した役員は、その資格を失うものとする。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議を経て、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があると認められたとき

- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき
2 前項の規定により解任する場合は、当該役員に予め通知するとともに、解任の議決を行う前に、本人が希望すれば当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(総会の構成)

第 15 条 総会は、評議員をもって構成する。

(総会の種別)

第 16 条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の権能)

第 17 条 総会は、当法人の最高議決機関として、一般社団法人日本消化器内視鏡技師会定款に定めるもののほか、会務について会長の諮問に応じて評議し、法人の運営に関する事項を議決する。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 定款の制定及び変更に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 総会において、審議することを議決した事項

(総会の開催)

第 18 条 定時総会は、毎年5月に開催し、臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき
- (2) 評議員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき

(事業年度)

第 19 条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(会則の変更)

第 20 条 この会則は、総会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解 散)

第 21 条 当法人は、一般法人法に規定する事由のほか、総会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

日本消化器内視鏡技師会支部会に関する細則

1. 技師会各支部とは、一般社団法人日本消化器内視鏡技師会での支部にあたる、北海道、東北、関東、甲信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州の内視鏡技師会支部とする。
2. 支部会では支部の会員間の疎通をはかると共に、支部での研究発表会並びに必要とされる講習会等を開催する。